

改訂日	ページ	項目	改訂後	改訂前
R4.3.25	3	【必ずご覧ください～今回の事業実施にあたり、特に留意が必要な事項～】 3. 補助金交付申請する際の提出書類について (1) 必須書類（全ての事業者）	①入手しようとする機械装置等の価格の妥当性を証明する交付申請時において有効な見積書（相見積書含む） ※発注時には、発注時点で有効な見積書が必要となります。 ※見積金額に複数の項目が含まれる場合は、その内訳を示すこと。	①入手しようとする機械装置等の価格の妥当性を証明する交付申請時において有効な見積書（相見積書含む） ※発注時には、発注時点で有効な見積書が必要となります。
R4.3.25	14	II. 補助事業実施中の注意事項 1. 物件等の入手・代金の支払等に係る注意事項について (1) 物件等の入手等に係る注意事項について	⑧機械装置・システム構築費等における予備品の購入費用は、補助対象となりません。また、 <u>機械装置の据付に要する費用とはならない設置場所の整備工事や基礎工事は補助対象外ですので、見積金額に複数の項目が含まれる場合は、その内訳を明示ください。</u>	⑧機械装置・システム構築費等における予備品の購入費用は、補助対象となりません。
R4.3.25	—	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9次締切に対応した時点修正 ・ 誤謬等の修正 	—